

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）

改正案	現行
<p>第四十四条 信託行為ニ依リテ信託財産ニ屬スルコトトサレタルモノヲ除クノ外社債ノ信託ノ登録ハ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得</p>	<p>第四十四条 左ニ掲グル社債ノ信託ノ登録ハ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 信託財産ニ屬スル無記名社債ニシテ其ノ債券ニ信託法第三条第二項ノ規定ニ依ル信託財産ナルコトノ表示アルモノノ信託ノ登録 二 信託法第十四条ノ規定ニ依リテ信託財産ニ屬スル社債ノ信託ノ登録 三 信託法第二十七条ノ規定ニ基キ復旧スル社債ノ信託ノ登録
<p>第四十六条 社債ノ信託ノ登録ハ信託ニ係ル当該社債ノ移転又ハ変更ノ登録ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要ス但シ前条第一項ノ規定ニ依リ受益者又ハ委託者ガ受託者ニ代位シテ社債ノ信託ノ登録ヲ請求スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ</p>	<p>第四十六条 社債ノ信託ノ登録ハ第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外信託ニ因ル当該社債ノ移転ノ登録ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要ス但シ前条第一項ノ規定ニ依リ受益者又ハ委託者ガ受託者ニ代位シテ社債ノ信託ノ登録ヲ請求スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ</p>
<p>信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号ニ掲グル方法ニ依リ為サレタル信託ニ因ル社債ノ変更ノ登録ハ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得</p>	<p>第四十四条第一号ノ社債ノ信託ノ登録ハ第三十六条第一項ノ規定ニ依ル当該社債ノ登録ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要ス</p>
<p>（削る）</p>	<p>前二項ノ規定ハ信託法第十四条ノ規定ニ依リテ信託財産ニ屬スル社債ノ信託ノ登録ノ請求ニ之ヲ準用ス</p>
<p>第四十七条 受託者変更ノ場合ニ於テ登録社債ノ移転ノ登録ヲ請求スルニハ請求書ニ其ノ変更ヲ証スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス</p>	<p>第四十七条 受託者更迭ノ場合ニ於テ登録社債ノ移転ノ登録ヲ請求スルニハ請求書ニ其ノ更迭ヲ証スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス</p>

前項ノ規定ハ信託法第八十六條第四項ノ場合ニ於テ為スベキ変更ノ登録ニ之ヲ準用ス

第四十八條 受託者ノ任務ガ死亡、後見開始若ハ保佐開始ノ審判、破産手續開始ノ決定、法人ノ合併以外ノ理由ニ因ル解散又ハ裁判所若ハ主務官庁（其ノ權限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所屬スル行政庁及其ノ權限ニ屬スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機關ヲ含ム以下同ジ）ノ解任命令ニ因リテ終了シタルトキ八前條ノ登録ハ新受託者又ハ他ノ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得

第四十九條 社債ノ信託ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

- 一 委託者、受託者及受益者ノ氏名又ハ名稱及住所
- 二 受益者ノ指定ニ關スル条件又ハ受益者ヲ定ムル方法ノ定アルトキ八其ノ定
- 三 信託管理人アルトキ八其ノ氏名又ハ名稱及住所
- 四 受益者代理人アルトキ八其ノ氏名又ハ名稱及住所
- 五 信託法第八十五條第三項ニ規定スル受益証券發行信託デアルトキ八其ノ旨
- 六 信託法第二百五十八條第一項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託デアルトキ八其ノ旨
- 七 公益信託ニ關スル法律（大正十一年法律第六十二號）第一條ニ規定スル公益信託デアルトキ八其ノ旨

前項ノ規定ハ信託法第五十條第二項ノ場合ニ於テ為スベキ変更ノ登録ニ之ヲ準用ス

第四十八條 受託者ノ任務ガ死亡、破産手續開始ノ決定、後見開始若ハ保佐開始ノ審判又ハ裁判所若ハ主務官庁（其ノ權限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所屬スル行政庁及其ノ權限ニ屬スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機關ヲ含ム以下同ジ）ノ解任命令ニ因リテ終了シタルトキ八前條ノ登録ハ新受託者又ハ他ノ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得受託者タル法人ノ任務ガ解散ニ因リテ終了シタルトキ亦同ジ

第四十九條 社債ノ信託ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

- 一 委託者、受託者、受益者及信託管理人ノ氏名及住所
(新設)
- 二 受益者ノ指定ニ關スル条件又ハ受益者ヲ定ムル方法ノ定アルトキ八其ノ定
(新設)
- 三 信託管理人アルトキ八其ノ氏名又ハ名稱及住所
(新設)
- 四 受益者代理人アルトキ八其ノ氏名又ハ名稱及住所
(新設)
- 五 信託法第八十五條第三項ニ規定スル受益証券發行信託デアルトキ八其ノ旨
(新設)
- 六 信託法第二百五十八條第一項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託デアルトキ八其ノ旨
(新設)
- 七 公益信託ニ關スル法律（大正十一年法律第六十二號）第一條ニ規定スル公益信託デアルトキ八其ノ旨
(新設)

八〇十一 (略)

(略)

第一項第二号乃至第六号に掲グル事項ノ何レカヲ記載シタルトキハ同項第一号ノ受益者(同項第四号に掲グル事項ヲ記載シタル場合ニ於テハ当該受益者代理人ガ代理スル受益者ニ限ル)ノ氏名又ハ名称及住所ヲ記載スルコトヲ要セス

第五十一条 裁判所ガ信託管理人又ハ受益者代理人ヲ選任シ又ハ解任シタルトキハ遅滞ナク信託原簿ノ記載ヲ登録機関ニ囑託スルコトヲ要ス主務官庁ガ信託管理人又ハ受益者代理人ヲ選任シ又ハ解任シタルトキ亦同ジ

(略)

第五十二条 前条第一項ノ規定ハ裁判所又ハ主務官庁ガ信託ノ変更ヲ命ジタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十三条 登録機関ハ信託財産ニ属スル登録社債ニ付左ニ掲グル登録ヲ為ストキハ職権ヲ以テ信託原簿ノ記載ノ変更ヲ為スコトヲ要ス

- 一 信託法第七十五条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル登録社債ノ移転ノ登録

- 二 信託法第八十六条第四項本文ノ規定ニ依ル登録社債ノ変更ノ登録

- 三 受託者タル登録名義人ノ氏名若ハ名称又ハ住所ニ付テノ変更又

二〇五 (同上)

(同上)

(新設)

第五十一条 裁判所ガ信託管理人ヲ選任シ又ハ解任シタルトキハ遅滞ナク信託原簿ノ記載ヲ登録機関ニ囑託スルコトヲ要ス主務官庁ガ信託管理人ヲ選任シタルトキ亦同ジ

(同上)

第五十二条 前条第一項ノ規定ハ裁判所ガ信託財産ノ管理方法ヲ変更シ又ハ主務官庁ガ信託ノ事項ヲ変更シタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十三条 第四十七条又ハ第四十八条ノ場合ニ於テ登録ヲ為シタルトキハ登録機関ハ職権ヲ以テ信託原簿ノ記載ヲ為スコトヲ要ス

八更正ノ登録

第五十五条ノ二 信託ノ併合又ハ八分割ニ因リ登録社債ガ一ノ信託ノ信

託財産ニ属スル財産ヨリ他ノ信託ノ信託財産ニ属スル財産トナリタル場合ニ於ケル当該登録社債ニ係ル当該一ノ信託ニ付テノ信託ノ登録ノ抹消及当該他ノ信託ニ付テノ信託ノ登録ノ請求ハ信託ノ併合又ハ八分割ニ因ル登録社債ノ変更ノ登録ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス信託ノ併合又ハ八分割以外ノ事由ニ因リ登録社債ガ一ノ信託ノ信託財産ニ属スル財産ヨリ受託者ヲ同一トスル他ノ信託ノ信託財産ニ属スル財産トナリタルトキ亦同ジ

信託財産ニ属スル登録社債ニ付為ス左ノ表ノ上欄ニ掲グル場合ニ於ケル登録社債ノ変更ノ登録(第四十六条第二項ノ登録ヲ除ク)ニ付テハ同表ノ中欄ニ掲グル者ヲ登録権利者トシ同表ノ下欄ニ掲グル者ヲ登録義務者トス

<p>一 登録社債ガ固有財産ニ属スル財産ヨリ信託財産ニ属スル財産トナリタル場合</p>	<p>受益者</p>	<p>受託者</p>
<p>二 登録社債ガ信託財産ニ属スル財産ヨリ固有財産ニ属スル財産トナリタル場合</p>	<p>受託者</p>	<p>受益者</p>
<p>三 登録社債ガ一ノ信託ノ信託財産ニ属スル財産ヨリ他ノ信託ノ信託財産ニ属スル財産トナリタル場合</p>	<p>当該他ノ信託ノ受益者及受託者</p>	<p>当該一ノ信託ノ受益者及受託者</p>

(新設)

ル場合

第五十八条 信託財産ニ属スル登録社債ガ移転又ハ変更ニ因リ信託財産ニ属セザルニ至リタル場合ニ於テ為スベキ信託ノ登録ノ抹消ハ移転又ハ変更ノ登録ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要ス

信託ノ登録ノ抹消ハ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得

第六十二条 登録ヲ為シタル無記名社債ノ社債権者ハ会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百十八条第四項及第七百二十三条第三項並ニ担保付社債信託法第四十九条第二項ノ規定ニ依リ債券ヲ提示スルコトヲ要スル場合ニ於テハ内閣府令、法務省令ノ定ムル所ニ依リ当該社債権者ノ権利ニ関スル登録ノ内容ヲ証明シタル書面（以下登録内容証明書ト称ス）ノ交付ヲ請求スルコトヲ得但シ既ニ其ノ交付ヲ受ケ未ダ之ヲ交付シタル登録機関ニ返納セザル間ハ此ノ限ニ在ラズ

）（略）

第五十八条 信託財産ニ属スル登録社債ガ移転ニ因リ信託財産ニ属セザルニ至リタル場合ニ於テ為スベキ信託ノ登録ノ抹消ハ移転ノ登録ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ信託財産ニ属スル登録社債ガ信託ノ終了ニ因リ移転シタル場合ニ之ヲ準用ス

第六十二条 登録ヲ為シタル無記名社債ノ社債権者ハ会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百十八条第四項及第七百二十三条第三項並ニ担保付社債信託法第九十五条第二項ノ規定ニ依リ債券ヲ提示スルコトヲ要スル場合ニ於テハ内閣府令、法務省令ノ定ムル所ニ依リ当該社債権者ノ権利ニ関スル登録ノ内容ヲ証明シタル書面（以下登録内容証明書ト称ス）ノ交付ヲ請求スルコトヲ得但シ既ニ其ノ交付ヲ受ケ未ダ之ヲ交付シタル登録機関ニ返納セザル間ハ此ノ限ニ在ラズ

）（同上）

改正案	現行
<p>(指定勘定) 第二条 (略)</p> <p>2 法第二条第三項第二号に規定する政令で定める債券は、同条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる金融機関が金融機関の合併及び転換に関する法律第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第九十三号）第八号又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定により発行する債券（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七号）附則第六十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六十八条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの（その合併に係る同項に規定する消滅金融機関が同項に規定する外国為替銀行であるものに限る。）が発行する債券及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第九十九号の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項（同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する普通銀行で同法第十七条の二第一項の認可を受けたものが発行</p>	<p>(指定勘定) 第二条 (同上)</p> <p>2 法第二条第三項第二号に規定する政令で定める債券は、同条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる金融機関が金融機関の合併及び転換に関する法律第八条第一項、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第九十三号）第八号又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定により発行する債券（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七号）附則第六十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六十八条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの（その合併に係る同項に規定する消滅金融機関が同項に規定する外国為替銀行であるものに限る。）が発行する債券を含む。）のうち、本邦通貨で表示されるものとする。</p>

<p>する債券を含む。)のうち、本邦通貨で表示されるものとする。</p> <p>3 法第二条第三項第三号に規定する政令で定める金銭信託は、指定金融機関(同条第一項に規定する金融機関をいう。以下同じ。)が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託(信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第九号)第十四条の規定による改正前の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託を含む。)とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>3 法第二条第三項第三号に規定する政令で定める金銭信託は、指定金融機関(同条第一項に規定する金融機関をいう。以下同じ。)が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託(貸付信託を含む。)とする。</p> <p>4・5 (同上)</p>
---	--

改正案	現行
<p>（特定有価証券の範囲）</p> <p>第三条の四 法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条、第四条及び第四条の四において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>二の二 法第二十一条第七号の五に掲げる有価証券</p> <p>三〇五 （略）</p>	<p>（特定有価証券の範囲）</p> <p>第三条の四 法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条、第四条及び第四条の四において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>三〇五 （同上）</p>

全国を地区とする信用金庫連合会の全国連合会債の発行に関する政令（平成元年政令第二百十八号）

改正案

現行

（信託財産に属する全国連合会債についての對抗要件等）

第二十條の二 全国連合会債については、当該全国連合会債が信託財

産に属する旨を全国連合会債原簿に記載し、又は記録しなければ、

当該全国連合会債が信託財産に属することを全国連合会その他の第

三者に対抗することができない。

2| 第九条第一項第四号の全国連合会債の債権者は、その有する全国

連合会債が信託財産に属するときは、全国連合会に対し、その旨を

全国連合会債原簿に記載し、又は記録することを請求することがで

きる。

3| 全国連合会債原簿に前項の規定による記載又は記録がされた場合

における第十五条第一項及び法第五十四条の十五第二項の規定の適

用については、第十五条第一項中「全国連合会債原簿記載事項」と

あるのは「全国連合会債原簿記載事項（当該全国連合会債の債権者

の有する全国連合会債が信託財産に属する旨を含む。）」と、法第

五十四条の十五第二項中「記録された全国連合会債原簿記載事項」

とあるのは「記録された全国連合会債原簿記載事項（当該全国連合

会債の債権者の有する全国連合会債が信託財産に属する旨を含む。

）」とする。

4| 前三項の規定は、全国連合会債の債券を発行する旨の定めがある

全国連合会債については、適用しない。

（新設）

(適用除外)

第二十五条 社債等振替法の適用がある全国連合会債については、第九條第一項第四号及び第五号、第十三條第一項、第十五條第一項、第十六條第一項及び第二項、第十八條第一項、第十九條第一項並びに第二十條の二第一項から第三項までの規定は、適用しない。

(適用除外)

第二十五条 社債等振替法の適用がある全国連合会債については、第九條第一項第四号及び第五号、第十三條第一項、第十五條第一項、第十六條第一項及び第二項、第十八條第一項並びに第十九條第一項の規定は、適用しない。

改正案	現行
<p>（金融機関等の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、同条第十八項に規定する少額短期保険業者、証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十二項に規定する証券金融会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者、共済水産業協同組合連合会、信託会社、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者（次条において「信託受益権販売業者」という。）、同法第五十条の二第一項の登録を受けた者、無尽会社、抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第二項に規定する抵当証券業者（次条において「抵当証券業者」という。）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第五項に規定する商品投資販売業者（次条において「商品投資販売業者」という。）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）</p>	<p>（金融機関等の範囲）</p> <p>第一条（同上）</p> <p>2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、同条第十八項に規定する少額短期保険業者、証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十二項に規定する証券金融会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者、共済水産業協同組合連合会、信託会社、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者（次条において「信託受益権販売業者」という。）、無尽会社、抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第二項に規定する抵当証券業者（次条において「抵当証券業者」という。）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第五項に規定する商品投資販売業者（次条において「商品投資販売業者」という。）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八</p>

、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）（第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。））、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）（第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。））、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（第二条第十八項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。））、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）（第二条第十二項に規定する金融先物取引業者（次条において「金融先物取引業者」という。））、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）（第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定する参加者（次条において「参加者」という。））、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。））、同法第二条第四項に規定する口座管理機関（次条において「口座管理機関」という。））及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。）（第二十二条の三に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。））とする。

（法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲）

第二条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる前条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定す

る年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）（第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。））、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）（第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。））、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（第二条第十八項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。））、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）（第二条第十二項に規定する金融先物取引業者（次条において「金融先物取引業者」という。））、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）（第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定する参加者（次条において「参加者」という。））、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。））、同法第二条第四項に規定する口座管理機関（次条において「口座管理機関」という。））及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。）（第二十二条の三に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。））とする。

（法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲）

第二条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる前条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定す

<p>る者（以下「金融機関等」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる業務とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>九の二 信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者（信託法）</p> <p>平成十八年法律百八号（第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務）</p> <p>一〇九（略）</p>	<p>る者（以下「金融機関等」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる業務とする。</p> <p>一〇九（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>一〇九（同上）</p>
--	---

改正案

現行

<p>（債券の募集等に関する法令の適用）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 法第五十四条第四項第八号及び第九号に規定する業務に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、農林中央金庫を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第十二条中「取締役、執行役若しくは監査役」とあるのは「理事、経営管理委員若しくは監事」と、同法第五十六条中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第七十条中「社員、取締役」とあるのは「社員、理事、経営管理委員、取締役」とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 法第五十四条第九項に規定する業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二の規定（当該規定に係る罰則を含む。）の適用については、農林中央金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（債券の募集等に関する法令の適用）</p> <p>第六条（同上）</p> <p>2 法第五十四条第四項第八号及び第九号に規定する業務に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、農林中央金庫を同法第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第六条本文中「銀行事業」とあるのは「農林中央金庫法其ノ他ノ法律ノ規定ニ依リ農林中央金庫ガ営ムコトヲ得ル業務」と、同法第十二条中「取締役」とあるのは「理事若ハ経営管理委員」と、同法第一百五条第一項中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第一百条中「社員、取締役」とあるのは「社員、理事、経営管理委員、取締役」と読み替えるものとする。</p> <p>3 （同上）</p> <p>（新設）</p>
---	---

読み替える信託 業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十条の二第 三項第一号	商号	名称
第五十条の二第 三項第三号	取締役及び監査役（委 員会設置会社にあつて は取締役及び執行役、 持分会社にあつては業 務を執行する社員）	理事及び経営管理委員 並びに監事
第五十条の二第 三項第七号、同 条第十二項の規 定により適用す る第三十四条第 三項	営業所	事務所
第五十条の二第 六項第八号	取締役若しくは執行役 、会計参与又は監査役	理事若しくは経営管理 委員又は監事
第五十条の二第 十二項の規定に より適用する第 十一条第一項	本店	主たる事務所

<p>第五十条の二第 十二項の表第三 十四条第一項の 項及び第四十一 条第三項の項</p>	<p>行つすべての営業所</p>	<p>行つすべての事務所</p>
<p>第五十条の二第 十二項の表第四 十一條第二項第 二號の項</p>	<p>又は監査役 若しくは監査役又は業 務を執行する社員</p>	<p>取締役若しくは執行役 又は監査役 理事若しくは経営管理 委員又は監事</p>
<p>第五十条の二第 十二項の表第四 十二條第一項の 項</p>	<p>これらの業務</p>	<p>営業所その他の施設若 しくは当該信託会社を 子会社とする持株会社 の営業所若しくは事務 所に立ち入らせ、これ らの業務</p>
<p>第五十条の二第 十二項の表第四 十五條第二項の 項</p>	<p>又は監査役 若しくは監査役又は業 務を執行する社員</p>	<p>取締役若しくは執行役 、会計参与又は監査役 理事若しくは経営管理 委員又は監事</p>

(信託財産に属する農林債についての対抗要件等)

第二十九条の二 農林債については、当該農林債が信託財産に属する旨を農林債原簿に記載し、又は記録しなければ、当該農林債が信託財産に属することを農林中央金庫その他の第三者に対抗することができない。

2| 第十八条第一項第四号の農林債の債権者は、その有する農林債が信託財産に属するときは、農林中央金庫に対し、その旨を農林債原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

3| 農林債原簿に前項の規定による記載又は記録がされた場合における法第六十八条第二項の規定及び第二十四条第一項の規定の適用については、法第六十八条第二項中「記録された農林債原簿記載事項」とあるのは「記録された農林債原簿記載事項(当該農林債の債権者の有する農林債が信託財産に属する旨を含む。)」と、第二十四条第一項中「農林債原簿記載事項(第十八条第一項各号に掲げる事項をいう。次条第一項において同じ。)」とあるのは「農林債原簿記載事項(第十八条第一項各号に掲げる事項をいい、当該農林債の債権者の有する農林債が信託財産に属する旨を含む。次条第一項において同じ。)」とする。

4| 前三項の規定は、農林債の債券を発行する旨の定めがある農林債については、適用しない。

(適用除外)

第三十三条 社債等振替法の規定の適用を受けることとされた農林債

(新設)

(適用除外)

第三十三条 社債等振替法の規定の適用を受けることとされた農林債

については、第十八条第一項第四号及び第五号、第二十二条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二項、第二十七条第一項、第二十八条第一項並びに第二十九条の二第一項から第三項までの規定は、適用しない。

については、第十八条第一項第四号及び第五号、第二十二条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二項、第二十七条第一項並びに第二十八条第一項の規定は、適用しない。

改正案	現行
<p>(金融機関等)</p> <p>第一条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第四十号に規定する政令で定める者は、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者とする。</p> <p>(顧客に準ずる者)</p> <p>第一条の二 法第三条第一項に規定する政令で定める者は、信託の受益者（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下「勤労者財産形成貯蓄契約等」という。）、勤労者財産形成促進法第六条の二第一項に規定する勤労者財産形成給付金契約（以下「勤労者財産形成給付金契約」という。）、同法第六条の三第一項に規定する勤労者財産形成基金契約（以下「勤労者財産形成基金契約」という。）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五条第三項に規定する資産管理運用契約、企業年金基金が同法第六十六条第一項の規定により締結する同法第六十五条第一項各号に掲げる契約及び同法第六十六条第二項に規定する信託の契約（以下「資産管理運用契約等」という。）、社</p>	<p>(新設)</p> <p>第一条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項に規定する政令で定める者は、信託の受益者（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下「勤労者財産形成貯蓄契約等」という。）、勤労者財産形成促進法第六条の二第一項に規定する勤労者財産形成給付金契約（以下「勤労者財産形成給付金契約」という。）、同法第六条の三第一項に規定する勤労者財産形成基金契約（以下「勤労者財産形成基金契約」という。）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五条第三項に規定する資産管理運用契約、企業年金基金が同法第六十六条第一項の規定により締結する同法第六十五条第一項各号に掲</p>

債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五十一条第一項の規定により締結する加入者保護信託契約、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八条第二項に規定する資産管理契約（以下「資産管理契約」という。）その他主務省令で定める契約に係るものを除く。）とする。

（金融等業務）

第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる金融機関等（法第二条に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

一 特定金融機関等（金融機関等のうち次号から第二十号までに掲げるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。） 当該特定金融機関等が行う業務

二 七（略）

八 法第二条第二十四号に掲げる金融機関等（以下「信託受益権販売業者」という。） 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業者

九 十九（略）

二十 第一条に規定する金融機関等 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

げる契約及び同法第六十六条第二項に規定する信託の契約（以下「資産管理運用契約等」という。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五十一条第一項の規定により締結する加入者保護信託契約、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八条第二項に規定する資産管理契約（以下「資産管理契約」という。）その他主務省令で定める契約に係るものを除く。）とする。

（金融等業務）

第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる金融機関等（法第二条に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

一 特定金融機関等（金融機関等のうち次号から第十九号までに掲げるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。） 当該特定金融機関等が行う業務

二 七（同上）

八 法第二条第二十四号に掲げる金融機関等（以下「信託受益権販売業者」という。） 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第十項に規定する信託受益権販売業者

九 十九（同上）

（新設）

(預貯金契約の締結等の取引)

第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する薬物犯罪収益等の隠匿及び收受に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。ただし、第一号から第三十号までに掲げる取引にあつては、本人確認済みの顧客等（法第三条第一項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。）との取引を除く。

一・二 (略)

三 信託（受益権が証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第七号の三から第七号の五までに掲げるものを除く。以下この条において同じ。）若しくは同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利又は商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項に規定する商品投資受益権（以下「商品投資受益権」という。）であるもの及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条第一項に規定する信託契約を除く。以下この条において同じ。）の取引の開始

四 (三十一) (略)

(預貯金契約の締結等の取引)

第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する薬物犯罪収益等の隠匿及び收受に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。ただし、第一号から第三十号までに掲げる取引にあつては、本人確認済みの顧客等（法第三条第一項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。）との取引を除く。

一・二 (同上)

三 信託（受益権が証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第七号の三及び第七号の四に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）若しくは同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利又は商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項に規定する商品投資受益権（以下「商品投資受益権」という。）であるもの及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条第一項に規定する信託契約を除く。以下この条において同じ。）の取引の開始

四 (三十一) (同上)

2・3 (略)

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第七条 法第十三条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限
(以下「長官権限」という。)のうち法第七条、第八条第一項及び
第九条に定めるもの(法第十三条第二項に規定する行為に係る事項
に関するものを除く。以下「長官検査・是正命令等権限」という。
)で、銀行、信用金庫、信用協同組合、信託会社、信託受益権販売
業者、抵当証券業者及び信託業法第五十条の二第一項の登録を受け
た者(以下この条において「銀行等」という。)に対するものは、
その本店(銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店
及び信託業法第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。)又
は主たる事務所若しくは営業所(以下この条において「本店等」と
いう。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局
の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する
。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

2・3 (同上)

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第七条 法第十三条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限
(以下「長官権限」という。)のうち法第七条、第八条第一項及び
第九条に定めるもの(法第十三条第二項に規定する行為に係る事項
に関するものを除く。以下「長官検査・是正命令等権限」という。
)で、銀行、信用金庫、信用協同組合、信託会社、信託受益権販売
業者及び抵当証券業者(以下この条において「銀行等」という。)に
対するものは、その本店(銀行法第四十七条第一項に規定する主
たる外国銀行支店及び信託業法第五十三条第一項に規定する主たる
支店を含む。)又は主たる事務所若しくは営業所(以下この条にお
いて「本店等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在
地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支
局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使する
ことを妨げない。

2・3 (同上)

改正案	現行
<p>(信託の記載又は記録の申請)</p> <p>第八条 法第七十五条第一項に規定する記載又は記録（以下この条から第十二条までにおいて「信託の記載又は記録」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関に対する申請により行う。</p> <p>一 信託の委託者（以下この条及び次条において「委託者」という。）の信託の受託者（以下この条、次条、第十一条及び第十三条において「受託者」という。）に対する振替社債の譲渡又は質入れにより当該振替社債についての権利が信託財産に属することとなる場合 委託者</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>二 受託者の変更により信託財産に属する振替社債についての権利が信託法（平成十八年法律第百八号）第六十二条第一項に規定する新受託者に移転することとなる場合 同法第五十九条第一項に規定する前受託者</p> <p>三 前二号に掲げる場合以外の場合 受託者</p>	<p>(信託の記載又は記録の申請)</p> <p>第八条 法第七十五条に規定する記載又は記録（以下この条から第十二条までにおいて「信託の記載又は記録」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関に対する申請により行う。</p> <p>一 信託の委託者（以下この条及び次条において「委託者」という。）の信託の受託者（以下この条、次条、第十一条及び第十三条において「受託者」という。）に対する振替社債の譲渡又は質入れにより当該振替社債が信託財産に属することとなる場合 委託者</p> <p>二 振替社債が信託法（大正十一年法律第六十二号）第十四条に規定する受託者の得た財産に該当するものとして信託財産に属することとなる場合 受託者</p> <p>三 信託法第二十七条に規定する信託財産の復旧により振替社債が信託財産に属する場合 受託者</p> <p>四 受託者の更迭があった場合 信託法第五十条第一項に規定する前受託者</p> <p>(新設)</p>

2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 受託者又は信託法第六十二条第一項に規定する新受託者の口座
二・三 (略)

(代位による申請)

第九条 前条第一項第三号に掲げる場合においては、信託の受益者又は委託者は、受託者に代位して信託の記載又は記録を申請することができる。

2 信託の受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替社債についての権利が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならぬ。

(信託の記載又は記録の抹消の申請)

第十一条 信託の記載又は記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関(第三号に掲げる場合にあつては、受託者の直近上位機関)に対する申請により行う。

- 一 振替社債についての権利の移転により当該振替社債についての権利が信託財産に属しないこととなる場合 受託者

(削る)

2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 受託者又は信託法第五十条第一項に規定する新受託者の口座
二・三 (同上)

(代位による申請)

第九条 前条第一項第二号又は第三号に掲げる場合においては、信託の受益者又は委託者は、受託者に代位して信託の記載又は記録を申請することができる。

2 信託の受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替社債が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならぬ。

(信託の記載又は記録の抹消の申請)

第十一条 信託の記載又は記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関に対する申請により行う。

- 一 振替社債についての権利の移転により当該振替社債が信託財産に属しないこととなる場合 受託者

二 信託の終了により信託財産に属する振替社債についての権利が

二 受託者の変更により信託財産に属する振替社債についての権利が信託法第六十二条第一項に規定する新受託者に移転することとなる場合 同法第五十九条第一項に規定する前受託者

三 振替社債についての権利を固有財産に帰属させることにより当該振替社債についての権利が信託財産に属しないこととなる場合
受託者及び受益者

2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならぬ。

一 受託者又は信託法第五十九条第一項に規定する前受託者の口座
二・三 (略)

3 第一項第三号に定める受益者は、同項の規定による申請に際して、申請の原因を示し、かつ、当該申請の原因を証する資料を提出しなければならぬ。

(同時申請)

第十二条 前条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記載又は記録の抹消の申請は、同号に規定する権利の移転に係る振替の申請と同時にしなければならぬ。

(受託者の変更)

第十三条 受託者の変更があつた場合においては、信託法第五十九条第一項に規定する前受託者は、信託財産に属する振替社債につい

移転すべきものとなる場合 受託者

三 受託者の更迭があつた場合 信託法第五十条第一項に規定する前受託者

(新設)

2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならぬ。

一 受託者又は信託法第五十条第一項に規定する前受託者の口座
二・三 (同上)

(新設)

(同時申請)

第十二条 前条第一項第一号又は第二号に掲げる場合においては、信託の記載又は記録の抹消の申請は、当該各号に規定する権利の移転に係る振替の申請と同時にしなければならぬ。

(受託者の更迭)

第十三条 受託者の更迭があつた場合においては、信託法第五十条第一項に規定する前受託者は、信託財産に属する振替社債について同

ての権利について同法第六十二条第一項に規定する新受託者の口座に増額の記載又は記録をする旨の振替の申請（以下この条において「増額記載等申請」という。）をすると同時に、当該振替社債についての権利について、第八条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による申請（以下この条において「受託者変更記載等申請」という。）をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その変更を証明する資料を提出しなければならない。

2 (略)

3 信託法第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は公益信託二関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があつた場合においては、信託法第六十二条第一項に規定する新受託者も、増額記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。この場合においては、第一項後段の規定を準用する。

4 前項の場合においては、受託者変更記載等申請は、増額記載等申請と同時にしなければならない。

(国債に関する社債に係る規定の準用)

第十五条 第七条の規定は法第九十一条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第百条第一項に規定する記載又は記録について、それぞれ準用する。この

項に規定する新受託者の口座に増額の記載又は記録をする旨の振替の申請をすると同時に、当該振替社債について、第八条第一項第四号及び第十一条第一項第三号の規定による申請をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その更迭を証明する資料を提出しなければならない。

2 (同上)

3 信託法第四十二条第一項、第四十七条又は第七十二条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の更迭があつた場合においては、同法第五十条第一項に規定する新受託者も、第一項前段に規定する申請をすることができる。

(新設)

(国債に関する社債に係る規定の準用)

第十五条 第七条の規定は法第九十一条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第百条に規定する記載又は記録について、それぞれ準用する。この場合に

場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(地方債に関する社債に係る規定の準用)

第十六条 第七条の規定は法第百十三条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第百十三条において準用する法第七十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第百十三条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(投資法人債に関する社債に係る規定の準用)

第十七条 第七条の規定は法第百十五条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第百十五条において準用する法第七十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第百十五条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(相互会社の社債に関する社債に係る規定の準用)

第十九条 第七条の規定は法第百十七条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から

において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(同上)	(同上)	(同上)
------	------	------

(地方債に関する社債に係る規定の準用)

第十六条 第七条の規定は法第百十三条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第百十三条において準用する法第七十五条に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第百十三条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(投資法人債に関する社債に係る規定の準用)

第十七条 第七条の規定は法第百十五条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第百十五条において準用する法第七十五条に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第百十五条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(相互会社の社債に関する社債に係る規定の準用)

第十九条 第七条の規定は法第百十七条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から

第十三条までの規定は法第一百七十七条において準用する法第七十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第一百七十七条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(特定社債に関する社債に係る規定の準用)

第二十一条 第七条の規定は法第一百八条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第一百八条において準用する法第七十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第一百八条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(特別法人債に関する社債に係る規定の準用)

第二十三条 第七条の規定は法第二百十条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第二百十条において準用する法第七十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第二百十条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

第十三条までの規定は法第一百七十七条において準用する法第七十五条に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第一百七十七条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(特定社債に関する社債に係る規定の準用)

第二十一条 第七条の規定は法第一百八条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第一百八条において準用する法第七十五条に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第一百八条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(特別法人債に関する社債に係る規定の準用)

第二十三条 第七条の規定は法第二百十条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第二百十条において準用する法第七十五条に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第二百十条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

第二十四条 第七条の規定は法第二百一十一条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第二百一十一条において準用する法第七十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第二百一十一条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(貸付信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

第二十五条 第七条の規定は法第二百一十二条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第二百一十二条において準用する法第七十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第二百一十二条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(特定目的信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

第二十六条 第七条の規定は法第二百一十四条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第二百一十四条において準用する法第七十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は

第二十四条 第七条の規定は法第二百一十一条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第二百一十一条において準用する法第七十五条に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第二百一十一条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(同上)	(同上)	(同上)
------	------	------

(貸付信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

第二十五条 第七条の規定は法第二百一十二条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第二百一十二条において準用する法第七十五条に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第二百一十二条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(特定目的信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

第二十六条 第七条の規定は法第二百一十四条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第二百一十四条において準用する法第七十五条に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第二百

法第二百二十四条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(外債に関する社債に係る規定の準用)

第二十七条 第七条の規定は法第二百二十七条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第二百二十七条において準用する法第七十五条第一項に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第二百二十七条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

附則

(特例社債について適用する法の規定の読替え)

第二条 法附則第十条において特例社債(同条に規定する特例社債をいう。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替社債とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第一百二十二条、第一百五十二条、第一百七十二条、第一百八十二条、第一百九十二条、第二百一十二条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。)」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄

第二十四条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(同上)	(同上)	(同上)
------	------	------

(外債に関する社債に係る規定の準用)

第二十七条 第七条の規定は法第二百二十七条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第八条から第十三条までの規定は法第二百二十七条において準用する法第七十五条に規定する記載又は記録について、第十四条の規定は法第二百二十七条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

附則

(特例社債について適用する法の規定の読替え)

第二条 法附則第十条において特例社債(同条に規定する特例社債をいう。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替社債とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第一百二十二条、第一百五十二条、第一百七十二条、第一百八十二条、第一百九十二条、第二百一十二条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。)」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とある

「とあるのは、「第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（特例国債について適用する法の規定の読替え）

第四条 法附則第十九条において特例国債（同条に規定する特例国債をいう。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替国債とみなして、法第二百九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第一百十三条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第九十一条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（特例地方債について適用する法の規定の読替え）

第五条 法附則第二十七条第一項において特例地方債（同項に規定する特例地方債をいう。次条において同じ。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替地方債（同項に規定する振替地方債をいう。）とみなして、法第二百九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第一百十三条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定

のは、「第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（特例国債について適用する法の規定の読替え）

第四条 法附則第十九条において特例国債（同条に規定する特例国債をいう。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替国債とみなして、法第二百九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第一百十三条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十条から第二百二十二条まで、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第九十一条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（特例地方債について適用する法の規定の読替え）

第五条 法附則第二十七条第一項において特例地方債（同項に規定する特例地方債をいう。次条において同じ。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替地方債（同項に規定する振替地方債をいう。）とみなして、法第二百九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第一百十三条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十条から第二百二十二条まで、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有

する保有欄」とあるのは、「第百十三条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（特例投資法人債について適用する法の規定の読替え）

第七条 法附則第二十八条第一項において特例投資法人債（同項に規定する特例投資法人債をいう。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替投資法人債（同項に規定する振替投資法人債をいう。）とみなして、法第百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百十五条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（相互会社の特例社債について適用する法の規定の読替え）

第八条 法附則第二十九条第一項において特例社債（同項に規定する特例社債をいう。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、相互会社の振替社債（同項に規定する振替社債をいう。）とみなして、法第百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場

欄」とあるのは、「第百十三条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（特例投資法人債について適用する法の規定の読替え）

第七条 法附則第二十八条第一項において特例投資法人債（同項に規定する特例投資法人債をいう。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替投資法人債（同項に規定する振替投資法人債をいう。）とみなして、法第百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百十五条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（相互会社の特例社債について適用する法の規定の読替え）

第八条 法附則第二十九条第一項において特例社債（同項に規定する特例社債をいう。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、相互会社の振替社債（同項に規定する振替社債をいう。）とみなして、法第百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む

合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百七十七条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例特定社債について適用する法の規定の読替え)

第九条 法附則第三十条第一項において特例特定社債(同項に規定する特例特定社債をいう。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特定社債(同項に規定する振替特定社債をいう。)とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第百十三、第百十五、第百十七、第百十八、第百二十、第百二十一、第百二十二、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百十八条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例特別法人債について適用する法の規定の読替え)

第十条 法附則第三十一条第一項において特例特別法人債(同項に規定する特例特別法人債をいう。次条において同じ。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特別法人債(同項に規定する振替特別法人債をいう。)とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第百十三、第百十五、第百十七、第百十

。又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百七十七条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例特定社債について適用する法の規定の読替え)

第九条 法附則第三十条第一項において特例特定社債(同項に規定する特例特定社債をいう。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特定社債(同項に規定する振替特定社債をいう。)とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第百十三、第百十五、第百十七、第百十八、第百二十から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百十八条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例特別法人債について適用する法の規定の読替え)

第十条 法附則第三十一条第一項において特例特別法人債(同項に規定する特例特別法人債をいう。次条において同じ。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特別法人債(同項に規定する振替特別法人債をいう。)とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第百十三、第百十五、第百十七、第百十

八条、第二百十条、第二百十一条、第二百十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第二百十条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（特例投資信託受益権について適用する法の規定の読替え）

第十二条 法附則第三十二条第一項において特例投資信託受益権（同項に規定する特例投資信託受益権をいう。次条において同じ。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替投資信託受益権（同項に規定する振替投資信託受益権をいう。）とみなして、法第二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中、「第六十九条第二項第一号イ（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第二百十一条において読み替えて準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（特例貸付信託受益権について適用する法の規定の読替え）

第十四条 法附則第三十四条第一項において特例貸付信託受益権（同項に規定する特例貸付信託受益権をいう。次条において同じ。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替

八条、第二百十条から第二百二十二条まで、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第二百十条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（特例投資信託受益権について適用する法の規定の読替え）

第十二条 法附則第三十二条第一項において特例投資信託受益権（同項に規定する特例投資信託受益権をいう。次条において同じ。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替投資信託受益権（同項に規定する振替投資信託受益権をいう。）とみなして、法第二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中、「第六十九条第二項第一号イ（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第二百十一条において読み替えて準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（特例貸付信託受益権について適用する法の規定の読替え）

第十四条 法附則第三十四条第一項において特例貸付信託受益権（同項に規定する特例貸付信託受益権をいう。次条において同じ。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替

貸付信託受益権（同項に規定する振替貸付信託受益権をいう。）とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條及び第百二十七條）において準用する場合を含む。」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百二十二條において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（特例特定目的信託受益権について適用する法の規定の読替え）
第十六条 法附則第三十五条第一項において特例特定目的信託受益権（同項に規定する特例特定目的信託受益権をいう。次条において同じ。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特定目的信託受益権（同項に規定する振替特定目的信託受益権をいう。）とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條及び第百二十七條）において準用する場合を含む。」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百二十四條において読み替えて準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

貸付信託受益権（同項に規定する振替貸付信託受益権をいう。）とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條及び第百二十七條）において準用する場合を含む。」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百二十二條において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（特例特定目的信託受益権について適用する法の規定の読替え）
第十六条 法附則第三十五条第一項において特例特定目的信託受益権（同項に規定する特例特定目的信託受益権をいう。次条において同じ。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特定目的信託受益権（同項に規定する振替特定目的信託受益権をいう。）とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條及び第百二十七條）において準用する場合を含む。」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百二十四條において読み替えて準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例外債について適用する法の規定の読替え)

第十八条 法附則第三十六条第一項において特例外債（同項に規定する特例外債をいう。次条において同じ。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替外債（同項に規定する振替外債をいう。）とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百八条、第一百二十条、第二百一条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第二百二十七条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例外債について適用する法の規定の読替え)

第十八条 法附則第三十六条第一項において特例外債（同項に規定する特例外債をいう。次条において同じ。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替外債（同項に規定する振替外債をいう。）とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百八条、第一百二十条から第二百二十二条まで、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第二百二十七条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。